

# 議 案

第 7 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

第7回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
82	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）	市長
83	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市長
84	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	市長
85	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	市長
86	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）	市長
87	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）	市長
88	令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	市長
89	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	市長
90	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	市長
91	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
92	玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
93	玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
94	熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	市長
95	指定管理者の指定について	市長
96	字の区域の変更について	市長
97	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
98	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
99	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
100	人権擁護委員候補者の推薦について	市長

議第90号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 玉名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 玉名市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「報酬の額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 玉名市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(玉名市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第5条 玉名市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第6条 玉名市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条の2を削る。

第10条の3第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）」

の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下）」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「。以下」を「。第1号及び次項において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第11条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の3第1項中「第7条」を「第3条第4項、第4条、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の7項を加える。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- 1 3 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第15項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項及び第4条第2項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 玉名市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第27号）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
  - (3) 玉名市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤

務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 1 5 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第17項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第13項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第13項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第15項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 8 附則第15項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第13項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 9 附則第13項から前項までに定めるもののほか、附則第13項の規定による給料月額、附則第15項の規定による給料その他附則第13項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第4条の4」を「第4条の4から第4条の6まで」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第185号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第26条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(公益的法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 公益的法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例（平成19年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 玉名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」とあるのは、「」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは「」に改め、「採用された職員」との次に「、「職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と

あるのは「職務の級に応じた額」とを加え、同条第2項中「第3条の2」を「第3条第5項」に、「同条」を「同項」に、「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（玉名市職員の再任用に関する条例の廃止）

第12条 玉名市職員の再任用に関する条例（平成17年条例第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（定義）

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

（玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される玉名市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。



- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される玉名市一般職の職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、玉名市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第10条の3第2項及び第11条第2項の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 玉名市一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条、第7条、第8条の4、第10条の5及び第10条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 10 新給与条例附則第13項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。  
（玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）
- 11 玉名市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の4から第4条の6まで、第5条の2及び第6条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。  
（玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

1 2 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(公益的法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 3 暫定再任用職員は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして第10条の規定による改正後の公益的法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例を適用する。

提案理由 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、条例の整備を図るものである。

議第91号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部玉名市青少年センター運営協議会の項の次に次のように加える。

玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会	(1) 玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定に関すること。	審査	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会が指名する職員 (3) その他教育委員会が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
-----------------------	--------------------------------	----	------	---	---------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年センター運営協議会委員の項の次に次のように加える。

図書館窓口等業務委託事業者選	日	5,800
----------------	---	-------

定委員会委員			
--------	--	--	--

提案理由 玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものである。

## 議第92号

玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市職員の定年等に関する条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

#### 第2章 定年制度

第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に改め、「ときは」の次に「、同条の規定にかかわらず」を加え、「その」を「当該」に改め、「当該」の次に「定年退職日において従事している」を加え、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において

管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）第6条の2第1項に規定する職員が占める職
- (2) 玉名市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第185号）第4条に規定する職員が占める職
- (3) 前2号に掲げるもののほか、これらの職に準ずるものとして規則で定める職（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当

該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

#### 第5章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2条を加える。



(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この条において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この条において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第2条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第5条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（この条例による改正前の玉名市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行

日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年(この条例による改正後の玉名市職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある

者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第5条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに

設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第9条において同じ。）に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第2条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第2条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とす

る。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第8条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2条から第5条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第9条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第10条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

提案理由 職員の定年を延長するため、条例の整備を図るものである。

## 議第93号

玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

玉名市子ども医療費助成に関する条例（平成17年条例第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の玉名市子ども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第1項に規定する受給者に該当する者に係る受給資格の認定の申請、受給資格の認定及び受給者証の交付については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に行われた診療に係る医療費について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由 医療費の助成の対象となる者の範囲の拡大に伴い、条例の整備を図るものである。

## 議第94号

熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本縣市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本縣市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため。



## 議第95号

### 指定管理者の指定について

玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

#### 1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 玉名市民会館
- (2) 玉名市弓道場
- (3) 玉名勤労者体育センター

#### 2 指定管理者となる団体

玉名市岩崎152番地2  
一般財団法人玉名市自治振興公社  
代表理事 村上 隆之

#### 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由 玉名市民会館条例（平成17年条例第16号）第12条第1項及び玉名市社会体育施設条例（平成27年条例第43号）第15条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第96号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第2号に規定する区画整理の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当該区画整理に係る換地処分公告があった日の翌日から本市の区域内の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
大野下	竹ノ下	889、891から896まで、898から903まで、904の一部、905の一部、906、908の一部、909、910、911の一部、916の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに888に隣接する道路、水路である公有地の全部	大野下	鶴立
大野下	野 添	1354の一部、1355、1356の一部、1357の一部、1358の1、1358の2、1359の1、1359の2、1360から1372まで、1373の1、1374及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	大野下	鶴立
大野下	丸 内	1415、1421の1に隣接する道路である公有地の全部	大野下	鶴立
大野下	北鶴立	1539の3、1540の1、1541の1、1542の3、1543の3、1544の3、1547の3、1549の1、1550の3、1551の3、1552の1、1553の3、1555の2、1556の	大野下	鶴立

		1の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに字鶴立1391、1392の1、1394の1、1395の1に隣接する水路である公有地の全部		
扇崎	大浦	1288の1の一部、1289の1の一部、1295の一部、1296の1の一部、1297の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	大野下	鶴立
扇崎	鶴立	1298、1300から1303まで、1305から1308まで、1310、1312、1314の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部	大野下	鶴立
扇崎	大浦	1295の一部、1297の1の一部	大野下	野添
扇崎	野添	1016の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部	扇崎	鶴立
扇崎	大浦	1284の1の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに1284の1に隣接する道路である公有地の全部	扇崎	鶴立
大野下	北鶴立	1556の1の1の一部、1557の3、1558の1、1559の3、1560の1、1561の3及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	扇崎	鶴立
大野下	牟田	1562の3、1563の3、1564の1、1566の3、1567の1、1569の1、1570の2、1573、1578の2、1579の1、1580の5の一部、1582、1585の3の一部、1589の一部、1590の一部、1591の一部、1605の一部、1606の一部、1614の一部、1620の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	扇崎	鶴立
扇崎	野添	1015の一部、1016の一部、1017の1の一部、1018の1の一部及びこ	扇崎	大浦

		これらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに1018の1に隣接する道路である公有地の全部		
扇崎	五反田	991の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	扇崎	野添
扇崎	鶴立	1336の一部、1337の一部、1339から1342までの各一部、1344の一部、1345の1の一部、1346から1351までの各一部、1352から1354まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1335に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字野添997の地先の水路である公有地の全部	扇崎	野添
扇崎	上牟田	1355の一部、1357の一部、1358の一部、1360の一部、1361の一部、1363の1の一部、1363の2の一部、1367の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	扇崎	野添
大野下	牟田	1663の一部、1673の一部、1675の一部、1677の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	扇崎	野添
扇崎	鶴立	1347から1351までの各一部	大野下	牟田
扇崎	上牟田	1355の一部、1356、1357の一部、1358の一部、1359、1360の一部、1361の一部、1362、1363の1の一部、1363の2の一部、1364の一部、1430の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部	大野下	牟田
扇崎	堀牟田	1432の1、1433の1の一部、1434の1の一部、1435の1の一部、1437の一部、1439から1442までの各一部及びこれらの区域に隣接する道	大野下	牟田

		路、水路である公有地の全部並びに1442に隣接する道路、水路である公有地の一部		
扇崎	上牟田	1399から1401までの各一部、1403の一部、1415の一部、1416の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	扇崎	堀牟田
扇崎	下牟田	1480の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部	扇崎	堀牟田
大野下	中島	1715の2、1716の2、1720の2、1720の4、1720の5、1722の1及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	扇崎	堀牟田
扇崎	五反田	972の一部、973の一部、979の一部、980の一部、985の一部、986の一部、991の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに972に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに966の地先の水路である公有地の一部	扇崎	上牟田
扇崎	下牟田	1482の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに1480、1482の地先の道路である公有地の一部	扇崎	上牟田
扇崎	鬼除	937の一部	扇崎	五反田
扇崎	上牟田	1396の一部、1397の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに1394、1396の地先の道路である公有地の一部	扇崎	五反田
扇崎	下牟田	1482の一部、1483の一部、1486の一部、1491から1495までの各一部、1497から1499までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	扇崎	五反田
扇崎	堀牟田	1477に隣接する水路である公有地の全部	扇崎	下牟田

扇 崎	本 村	6 2 8 の 2、6 3 1 の 2、6 3 3 の 1、6 3 6 の 3	扇 崎	下牟田
扇 崎	五反田	9 3 9 の 1 の一部及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部並びに字鬼除 9 3 6、9 3 7 に隣接する道路、水路である公有地の一部	扇 崎	鬼 除
扇 崎	下牟田	1 4 9 9 の一部、1 5 0 1 の一部、1 5 0 3 の一部、1 5 0 4 の一部、1 5 0 6 の一部、1 5 0 7 の一部、1 5 1 1 の一部、1 5 1 3 の一部、1 5 1 5 の一部、1 5 1 6 の一部、1 5 1 8 の一部、1 5 1 9 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに1 5 2 4 の 1 に隣接する道路、水路である公有地の全部	扇 崎	鬼 除

提案理由 本市の区域内の字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第97号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

まつき ゆきみ  
松木 幸美

2 略 歴

学 歴

昭和54年 3月

経 歴

昭和54年 4月

昭和58年 7月

平成 元年 5月

平成 3年 9月

平成19年 8月

平成26年 1月

平成28年 4月

平成28年12月

平成29年 7月

平成29年 7月

令和 元年 5月

提案理由 人権擁護委員松木幸美氏が、令和5年3月31日に任期満了のため。

議第98号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

まへだ ひでお  
前田 日出男

2 略 歴

学 歴

昭和56年 3月

経 歴

昭和57年 4月

平成11年 4月

平成28年 4月

平成31年 3月

平成31年 4月

令和 2年 4月

提案理由 人権擁護委員前田日出男氏が、令和5年3月31日に任期満了のため。



議第99号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

やまかわ  
山川 みどり

2 略 歴

学 歴

昭和58年 8月

経 歴

昭和61年 4月

平成31年 3月

提案理由 人権擁護委員木村總子氏が、令和5年3月31日に任期満了のため。

議第100号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年11月29日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ほり ますみ  
堀 真澄

2 略 歴

学 歴

昭和55年 3月

経 歴

昭和55年 4月

昭和60年 3月

提案理由 人権擁護委員濱崎光邦氏が、令和5年3月31日に任期満了のため。

